

議案第18号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月16日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

上三川町，上河内町，河内町の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。

協定項目	財産の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	上三川町，上河内町，河内町の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
財産の状況（平成１５年３月３１日現在）					
財 産 の 種 別		宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町
１．公有財産					
(1) 土地・建物	土地 (㎡)	8, 145, 955	762, 762	988, 929	948, 058
	建物 (㎡)	1, 296, 790	92, 273	36, 601	94, 684
(2) 山林	山林 (㎡)	1, 297, 908	—	841, 264	—
	並木杉 (本)	1	1	1	1
(3) 物権	地上権 (㎡)	4, 302	—	—	—
	温泉権 (件)	1	—	1	—
(4) 無体財産 (件)		9	—	—	—
(5) 有価証券 (千円)		846, 678	—	—	—
(6) 出資による権利	出資金 (千円)	93, 670	36, 560	5, 282	210
	出捐金 (千円)	1, 573, 739	31, 986	25, 986	10, 820
２．物品 (件)		3, 251	331	59	400
３．債権 (千円)		1, 817, 292	41, 444	—	—
４．基金	現金 (千円)	27, 000, 895	4, 086, 553	1, 343, 241	5, 201, 638
	土地 (千円)	421, 241	98, 258	195, 853	300, 294
	その他 (千円)	3, 750, 399	—	—	—
	山林 (㎡)	825, 633	—	—	—
	立木 (㎡)	14, 390	—	—	—

1. 公有財産の内訳

(1) 土地・建物の内訳

(単位：㎡)

区 分			土 地					建 物				
			宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	合計	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	合計
行政財産	公用財産	本庁舎	27,311	24,144	9,434	6,378	67,267	49,653	7,012	3,908	3,294	63,867
		消防施設	40,454	985	3,704	2,942	48,085	22,625	0	978	1,073	24,676
		その他	790,905	11,039	0	2,729	804,673	90,375	1,030	0	1,904	93,309
		計	858,670	36,168	13,138	12,049	920,025	162,653	8,042	4,886	6,271	181,852
	公共用財産	学校	1,779,725	266,016	92,219	281,397	2,419,357	588,642	56,721	20,595	63,011	728,969
		公営住宅	270,221	15,246	0	0	285,467	217,937	8,599	0	0	226,536
		公園	2,203,959	207,073	22,060	332,800	2,765,892	6,962	274	105	4,681	12,022
		その他	2,435,941	156,077	157,514	227,546	2,977,078	279,696	18,511	9,881	20,588	328,676
		計	6,689,846	644,412	271,793	841,743	8,447,794	1,093,237	84,105	30,581	88,280	1,296,203
	行政財産計		7,548,516	680,580	284,931	853,792	9,367,819	1,255,890	92,147	35,467	94,551	1,478,055
普通財産	山林		139,390	0	693,864	0	833,254	0	0	0	0	0
	その他		458,049	82,182	10,134	94,266	644,631	40,900	126	1,134	132	42,292
	普通財産計		597,439	82,182	703,998	94,266	1,477,885	40,900	126	1,134	132	42,292
合 計			8,145,955	762,762	988,929	948,058	10,845,704	1,296,790	92,273	36,601	94,683	1,520,347

(2) 山林の内訳

土地の権利の区分	宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町	
	面積 (㎡)	立木推定 蓄積量(㎥)	面積 (㎡)	立木推定 蓄積量(㎥)	面積 (㎡)	立木推定 蓄積量(㎥)	面積 (㎡)	立木推定 蓄積量(㎥)
所 有	139,390	2,165	—	—	693,864	8,813	—	—
分 収	1,158,518	21,965	—	—	147,400	2,121	—	—
並 木 杉	—	1 本	—	1 本	—	1 本	—	1 本
合 計	1,297,908	24,130	—	—	841,264	10,934	—	—
		1 本		1 本		1 本		1 本

(3) 物権の内訳

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町
地 上 権	4,302 ㎡	—	—	—
温 泉 権	1 件	—	1 件	—

(4) 無体財産権の内訳

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町
著 作 権	8 件	—	—	—
出 版 権	1 件	—	—	—

(5) 有価証券の内訳

単位：円

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町
株 券	846,678,000	—	—	—

(6) 出資による権利の内訳

単位：円

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町
出 資 金	93,670,000	36,560,000	5,282,000	210,000
出 捐 金	1,573,739,000	31,986,000	25,986,000	10,820,000
合 計	1,667,409,000	68,546,000	31,268,000	11,030,000

2. 物品の内訳（決算書登載品目・1件50万円以上）

区 分	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	合 計
乗用自動車	39	13	12	19	83
乗用以外の自動車	404	36	19	55	514
消防関係車両	203	14	14	41	272
事務用機器類	529	14	11	243	797
作業用機器類	78	0	0	9	87
計器類	100	0	0	0	100
写真・光学機器類	68	0	0	0	68
医療機器類	87	0	2	0	89
厨房用機器類	362	0	0	0	362
学校用教材用具類	256	41	1	33	331
装飾・造作用具類（美術品）	730	0	0	0	730
その他の物品	395	213	0	0	608
合 計	3,251	331	59	400	4,041

3. 債権の内訳

単位：円

宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町	
奨学資金貸付金	1,314,202,600	住宅新築資金貸付金	26,147,580	—	—	—	—
農業集落排水事業分担金	0	住宅改修資金貸付金	545,700	—	—	—	—
母子寡婦福祉資金貸付金	503,089,645	宅地取得金貸付金	14,751,000	—	—	—	—
合 計	1,817,292,245	合 計	41,444,280	合 計	—	合 計	—

4. 基金の内訳

(1) 現金・土地・その他

単位：円

宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町	
財政調整基金	7,188,190,612	財政調整基金	435,441,279	財政調整基金	480,316,000	財政調整基金	683,840,000
国民健康保険給付基金	2,669,822,081	国民健康保険給付基金	114,503,781	国保財政調整基金	125,933,000	国保財政調整基金	162,112,000
減債基金	6,317,814,489	町債管理基金	677,442,870	減債基金	349,557,000	減債基金	1,168,735,000
介護給付基金	1,362,361,752	介護給付準備基金	115,455,183	介護保険事業基金	244,000	介護保険介護給付基金	32,699,000
土地開発基金	2,243,761,078	土地開発基金	485,861,100	土地開発基金	300,581,000	土地開発基金	134,988,000
国保高額療養貸付基金	20,000,000	地域振興基金	880,196,956	国保高額療養貸付基金	8,000,000	国保高額療養貸付基金	20,124,000
職員退職手当基金	5,095,641,303	同和对策住宅資金	13,489,318	公務災害補償基金	10,000,000	公共施設整備基金	1,184,283,000
国際親善交流基金	34,273,318	清掃施設整備基金	500,811,830	教育施設整備基金	175,179,000	庁舎建設基金	1,304,644,000
都市緑化基金	625,130,214	町営住宅施設整備基金	91,456,731	地域づくり振興基金	89,284,000	ふくさとまちづくり基金	207,515,000
社会福祉基金	1,221,218,264	義務教育施設整備基金	311,617,596			地域振興基金	42,030,000
河川環境基金	315,156,400	勤労者住宅資金貸付基金	68,580,000			地域福祉基金	260,668,000
公共施設等整備基金	1,127,876,667	商工振興融資事業基金	146,264,000				
競輪場整備基金	2,151,321,599	ふるさと人材育成基金	95,774,215				
中央卸売市場整備基金	286,392,000	社会福祉基金	247,916,495				
市民活動助成基金	6,389,707						
宇都宮城復元基金	1,186,080						
用品調達基金	6,000,000						
美術品等収集基金	500,000,000						
合 計	31,172,535,564	合 計	4,184,811,354	合 計	1,539,094,000	合 計	5,501,932,000

※ 1 市 3 町基金合計 42,398,372,918 円

(2) 山林・立木

宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町	
山林 (m ²)	825,633						
立木 (m ³)	14,390						

財産の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

黒埼町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

イ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市に引き継ぐものとする。

ウ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。

※各市とも「権利及び義務」は財産に付随する権利等を、総論として表現しているもので、特定の財産を意味しているものではない。

※「公の施設」は、地方自治法第 2 4 4 条により、地方自治体の設置義務や利用を規定しているが、財産としての意味合いはない。

(2) 関係法令

○地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（財産の管理及び処分）

第 2 3 7 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2～3 略

（公有財産の範囲及び分類）

第 2 3 8 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）という。

① 不動産

②～③ 略

④ 地上権, (以下略)

⑤ 特許権, 著作権, (以下略)

⑥ 株券～その他これらに準ずる有価証券

⑦ 出資による権利

⑧ 略

2～3 略